

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項  
半月報(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507</a>

第23回 (4.8.16 ~ 31)

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信			2
付	別添	0	1
戻			

昭和41年11月7日  
 発信 10/8  
 校差

文書課長 (分)

公 信 案 (分類)

公 信 第 1431 号 公 信 昭 和 年 月 日 付 昭和41年11月5日

大 区 主 管 北米局長  
 政 務 次 官 参 事 官  
 事 務 次 官 北米課長  
 外 務 審 議 官  
 信 房 長 主任

起案者 森山 電話番号 671

受信者 在米 武 田 大使 発信者 佐藤 外務省 代理

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄県庁要項月報(23回)送付

GA-2

5

外務省 32

回覧番号

米北才1431号

昭和41年11月 5日

在米大使殿

外務大臣

沖縄県庁要項月報(23回)の送付  
 下記事項に関する月報才23回分(昭和41年8月  
 16日~31日)別添のとおり送付す。

記

1. 森 総務長官の沖縄訪問
2. 教育权分譲返還内題
3. 立地院裁判权 軍用地接收特別委員会

付属添付

GA-4

外務省

第三回沖縄関係重要事項月報

(昭和41年8月16日~8月31日)

1. 森 総務長官の沖縄訪問 (参考参照)

森長官は予定通り8月16日~19日、沖縄を訪問。

沖縄本島の和、宮古、八重山各島を視察し、16日、米軍政

府、琉球政府首脳と会見し、当面の沖縄問題について

検討し、また、経済、産業、社会、教育等の各団体

代表らとも長時間にわたり懇談し、本土との数差是正

のための援助、自治権拡大等について陳述を行った。

(随情内容別添 1.)

同長官は19日、7:30、高等弁務官と会談し、

その席上、米并度日本政府援助の増額、琉球政府の

自治権拡大、船舶権問題、裁判移送問題、日米復帰

問題等について意見交換が行われた。

沖縄滞在中、精力的に動き廻り、沖縄問題

解決のため、人柱に在る決意を明らかにし、森長官に

対し、現地側は、長官自身の政治的評価は指数と

なり、新鮮な活力に期待をもち、検討を

望み、段階にそって進む沖縄問題の推進者と

して、同長官の訪沖結果が、米本土政府に反映し、

かつ、日米の討議に前進することを希望している。

2. 教育権分府適量問題

8月19日夕刻、帰京した森長官は、那覇出張所

に及び、室長と初着会見し、森、7:30、会談の内容を説

明し、その中で、自治権拡大については、米本土側の

意向の自治権拡大、とくに教育の分府をその希望とし、

と発言し、旨説明した。

この発言は、去る6月自民党沖縄問題特別討議委員会

(田井委員長)が前者1次中間報告に盛り込まれた可能別分府設置の考え方を政府側から「初めて正式に提示」したものと見て注目され、8月20日付毎日新聞

は北朝鮮特別派遣を一面で取り上げ、教育権返還を要請し、これを報道。この後、本場紙がこれを敷衍し、国会での論議の場を想定するなど、沖縄問題に對する新しい波紋が投せられることになった。

又、9月には、23日、佐藤首相及び閣議に報告され、森長官の構想が閣議で了解され、政府の基本方針として対半折衝開始の印象を与えたため大まか70-70-70の案を、翌24日、慶知官房長官より、本件を政府の方針として打ち出す時期が来ると思われる旨記者会見の発表が行われた。

これについて、社会党は教育など可能別分府設置は「二まか」であり、<sup>後者</sup>可能別設置が行われる

沖縄の潜在力は顕在化しているわけであり、沖縄が侵略されるべきの自衛隊に派遣の口実となるわけであると考えられるからである。

他方、現地側には、可能別分府設置を党の政策(昨年11月社説院議案選挙以来)として掲げて来た事、今回の動向に好感を抱くか、望望三派は、この二つを2つと見て、従来日米両政府は基地の重要性を強調するのに対し、この基地の存在限り、軍可優出主義は変更されることは無い。従って基地と一般行政との区別がつけられない現状が、実際に分府設置であるという事は不可能であり、この動向は住民に復帰の幻想を生じさせる中、現状固定化をねらった在論の分断策である、と述べている。

3. 立法院裁判权、軍用地接收特別委員会

標記委員会は8月8日に引続き、13. 27の両日立法院で今後の対策について協議を行い、その目録の進捗を記している。

裁判権については、前号既報のとおりであるが、土地問題について、与野党間に次のような意見の相違がある。

野党は、接收予定地の視察の結果、地主は戦時反対の立場から接收に絶対反対であるとの意見を確認し、これに、布令第20号（「賃借権の取得について、半報第18号参照）はあくまで地主の同意に基づいて行うべき大原則である。地主住民が最後まで抵抗し、これにも拘らず、半報が接收を強行したというところ、半報の意図的に接收させることは大に遺憾があるとして、接收反対を強く主張しており、（他方、与野民主党は基本的に、6月11日の立法院決議（接收反対）に沿って対処するが、

現行布令の規定に基づき、地主を不当に接收措置には、反対し得ないとしている。

同委員会が裁判権、土地接收の両問題が合同の反対にも拘らず、施政権を持つ半報の権利行使であり、本質的に同一のものであるので、結局、高年并務官に民意を伝え、裁判移送命令の撤回及び土地接收計画の廃棄を要求することとし、半報に合意を申し込むが、8月末現在半報から回答がなく、野党は「故意に合意を避けている」として不協の色をみせている。